

東北アジア体育・スポーツ史学会会則

1994年11月25日制定

1995年12月21日改正

1997年12月12日改正

第1章 総則

第1条 (名称) 本会の名称は東北アジア体育・スポーツ史学会 (North East Asian Society for History of Physical Education and Sport) とする。

第2条 (目的) 本会は会員の研究活動を奨励し、体育・スポーツ史研究の発展を図り、体育・スポーツ史に関連した国際学術団体との連絡を強化し、東北アジアの体育・スポーツ学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (公用語) 本会の公用語は、中国語、韓国語、日本語とする。

第4条 (事務局の所在) 本会の事務執行機関として事務局をおく。事務局は、本部事務局と国及び地域の事務局とする。

第2章 事業

第5条 (事業) 本会は上記の目的のために次の事業を推進する。

- 1、学会大会、研究会の開催
- 2、会報、学術雑誌の発刊
- 3、国際学術団体との学術交流
- 4、その他本会の目的に必要な事業

第3章 会員

第6条 (会員の種類と資格) 本会の会員は本会の目的に賛同し、所定の入会手続きをした者で、正会員、準会員、特別会員からなる。

- 1、正会員は体育・スポーツ史及び関連分野の教育研究にあたっている団体・個人とする。
- 2、準会員は体育・スポーツ史に関心のある大学生または大学院生とする。
- 3、特別会員は本会の目的と趣旨に賛同し、本会の事業に参加、または協力する者とする。

第7条 (会員の権利) 本会の会員は次のような権利を有する。

- 1、総会における発言権と議決権の行使。ただし議決権は正会員に限る。
- 2、本会が開催、主幹、承認する事業に参加する権利。

第8条 (会員の義務) 本会の会員は次のような義務を有する。

- 1、本会が定める会費の納付
- 2、本会の会則・規定の遵守
- 3、その他本会において議決した事項の遵守

第9条（会員の表彰、除名）

- 1、本会の発展に功労のある会員や関係者、団体を表彰することができる。
- 2、本会の目的に違反したり名誉と威信を傷つける行為を行った会員は除名することができる。

第10条（退会） 会員は本会を任意に退会することができる。

第4章 役員

第11条（役員の種類と定数） 本会においては次の役員をおく。

- 1、会 長 1名
- 2、副 会 長 若干名
- 3、監 事 2名
- 4、理 事 40名以内
- 5、事務局長（本部事務局） 1名
- 6、幹 事（本部事務局） 2名
- 7、上記の人員のほかに名誉会長と顧問を若干名おくことができる。

第12条（役員の任期） 役員の任期は総会終了時から次期総会終了時までとする。

第13条（役員の選出） 全ての役員は総会において選出する。

- 1、会長、副会長、監事及び理事は総会において選出する。
- 2、事務局長は理事の中から理事会の同意を得て会長が任命する。
- 3、幹事は会長が事務局長と協議して任命する。

第14条（役員の職務）

- 1、会長は本会を代表し、会務を総括し各会議を召集し職務を遂行する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合、その職務を代行する。
- 3、監査は事業、会計を監査する。
- 4、理事は総会の決定にもとづき会務を審議執行する。
- 5、事務局長は会長の指揮、監査を受け、事務を管掌する。
- 6、幹事は事務局長を補佐し事務局の事務を執行する。

第5章 会 議

第15条（会議の種類） 本会の会議は定期総会、臨時総会、理事会並びに会長・副会長会議とする。

第16条（総会の召集）

- 1、定期総会は学会大会期間に開催する。
- 2、会長が必要と認めたとき、及び正会員の3分の1以上の要請があった場合に臨時総会を召集する。

第 17 条 (総会の機能) 総会は次の事項について理事会の報告を受ける。

- 1、会則の改正
- 2、事業の計画と報告
- 3、予算と決算
- 4、入退会、表彰、除名
- 5、役員を選出
- 6、その他

第 18 条 (理事会の機能)

- 1、理事会は当分の間総会の会務を代行する。

第 19 条 (会長・副会長会議の機能)

- 1、理事会に提出する議案の調整
- 2、その他

第 6 章 会 計

第 20 条 (財源)

- 1、本会の財源は会員の年会費、賛助費、その他の収入をあてる。ただし、当分の間、事務局設置の国・地域で負担する。
- 2、学会大会開催に関する財源は、大会を開催する国・地域で負担する。

第 21 条 (年会費) 当分の間定めないことにする。

第 22 条 (会計年度) 本会の会計年度は定期総会の終了をもって始まるものとする。

第 7 章 補 則

第 23 条 (会則改正) 本会の会則改正には、理事会における過半数の賛成を要する。

第 24 条 (施行細則) 本会の会則の施行に必要な事項は別に定める。

第 8 章 付 則

- 1、本会則は 1994 年 11 月 25 日から施行する。
- 2、本会則は 1995 年 12 月 21 日から施行する。
- 3、本会則は 1997 年 12 月 12 日から施行する。